

## 海外ニュース

2019年217号(令和元年9月20日)

金子 晃 監修

### 内 容

#### ○ 米国反トラスト法の最近の動向

- 1 連邦取引委員会、ユナイテッドヘルスによるダビータ・メディカルの取得を条件付きで容認(2019年6月19日)
- 2 司法省、QuadによるLSCの買収の阻止を求めて提訴(2019年6月20日)
- 3 司法省、長期にわたる反トラスト共謀に関与したとして、海運会社幹部2名が正式起訴されたと公表(2019年6月26日)

#### ○ 欧州競争法の最近の動向

- 1 欧州委員会、タタ製鉄とティッセンとの合併会社の設立を禁止(2019年6月11日)
- 2 欧州委員会、防衛請負業者ハリスによる同業L3テクノロジーズの買収を条件付きで容認(2019年6月21日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1  
赤坂KSビル2F

電話 03(3585)1241

FAX 03(3585)1265

<http://www.koutori-kyokai.or.jp>

## 米国反トラスト法の最近の動向

### 1 連邦取引委員会、ユナイテッドヘルスによるダビータ・メディカルの取得を条件付きで容認(2019年6月19日)<sup>1</sup>

医療保険・医療サービス大手の UnitedHealth Group Incorporated(以下「ユナイテッドヘルス」という。)及び医療サービスを手掛ける DaVita Medical Group(以下「ダビータ・メディカル」という。)は、ユナイテッドヘルスによるダビータ・メディカルの買収案(43億ドル(約4644億円、1ドル=108円))について、ネヴァダ州クラーク郡及びナイ郡(以下「ラス・ヴェガス地域」という。)におけるヘルスケア市場の競争が阻害されるおそれがあるとする連邦取引委員会(以下「FTC」という。)の主張を踏まえ、和解により事件を解決することに合意した。

本件同意命令案に示された条件に基づき、ユナイテッドヘルスは、本件買収が実行されてから40日以内に、ダビータ・メディカルが有するラス・ヴェガス地域での管理医療(マネージドケア)組織(一定の保険に加入されている被保険者の医療を管理することを目的に、病院などのヘルスケア提供者のネットワークを形成運営している組織)であるヘルスケア・パートナーズ・オブ・ネヴァダを、インターマウンテン・ヘルスケアに売却しなければならない。インターマウンテン・ヘルスケアはユタ州に本社を構える、医療保険・医療サービスの提供者である。

申立書(Complaint)は、ラス・ヴェガス地域において是正措置が講じられなければ、本件買収は以下の市場における競争を実質的に減殺させるおそれがあるとの主張を展開した。

- 一 保険者によって販売されるメディケア・アドバンテージ保険(高齢者向けの公的医療保険メディケアを民間が代替する保険)の給付対象となっている、マネージドケア組織の医療サービスの市場
- 一 高齢者向けに販売されるメディケア・アドバンテージ保険の市場

申立書によると、ラス・ヴェガス地域において、本件買収はユナイテッドヘルスのオプトム・ケア部門とダビータ・メディカルのヘルスケア・パートナーズ・オブ・ネヴァダとの競争を消滅させるものである。そして、その結果として保険者によって販売されるメディケア・アドバンテージ保険の給付対象となっている、マネージドケア組織サービスの市場において、80%以上のシェアを有することとなるほぼ独占的な企業が形成されることになる。また、申立書は、当該競争の消滅が関連市場におけるヘルスケア費用の引上げ、また品質、サービスその他の快適な施設などを巡る競争の減殺をもたらすおそれがあるとの主張を行った。

なお、本件買収計画は、当該地域の主要なメディケア・アドバンテージ保険者たるユナイテッドヘルス傘下のユナイテッドヘルスケアと、より大規模な統合化されたマネージドケア組織との垂直的統合をもたらすものでもある。そして、その結果として競争阻害効果も発生することとなるであろう。また、申立書によると、本件買収により、ユナイテッドヘルスは、ライバルの保険者によって販売されるメディケア・アドバンテージ保険の給付対象となっているマネージドケア組織サービスの料金を引き上げるのみならず、そのサービスの提供を拒否するというインセンティブと能力をも有するようになるであろう。是正措置が講じ

---

<sup>1</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Imposes Conditions on UnitedHealth Group's Proposed Acquisition of DaVita Medical Group, June 19, 2019.

られなければ、本件買収は、メディケイド・メディケアサービスセンターがメディケア・アドバンテージ保険者に対し払う支払額の引上げをもたらし蓋然性がある。また、本件買収は、ラス・ヴェガス地域における高齢者が支払う自己負担額の上昇、並びに享受しうるヘルスベネフィットの減少やヘルスケアサービスの質の低下をもたらし蓋然性もある。

本件同意命令案に従い、ユナイテッドヘルス及びダビータは、本件資産の売却に加え、以下の措置を講じることが必要されている。

- － 知的財産、事業上の情報及び情報技術へのアクセスと利用を含め、インターマウンテン・ヘルスケアに対し移行支援を提供すること。
- － 事業上の機密情報の全てを移転すること。
- － 資産売却の実行日から一年間、インターマウンテン・ヘルスケアに対して、ヘルスケア・パートナーズ・オブ・ネヴァダでの情報技術等を扱っている主要な従業員を面接し、採用するという機会を与えること。
- － 資産売却が完了するまで、ヘルスケア・パートナーズ・オブ・ネヴァダの資産及び市場価値を維持すること。

本件同意命令案はまた、ユナイテッドヘルスとダビータが同命令に基づく全ての義務を果たしているということを確認するため、John P Harris を監視人として指名した。両当事会社がそれらの売却義務に従わなければ、FTC は同意命令案に示された条件に基づき、売却担当トラスティーを指名することができる。本件同意命令案の実施と同時に、インターマウンテン・ヘルスケアは、ラス・ヴェガス地域におけるライバルの管理医療組織たる P3 Health Partners の少数株を売却しなければならない。

本件審査を通じて、FTC の職員は、何人かの州の司法長官らと密接に協力した。

FTC は本件同意命令案を、4-0 で議決した (Joseph J. Simons 委員長は忌避)。Noah Joshua Phillips 委員と Christine Wilson 委員は別の声明を発表し、Rohit Chopra 委員と Rebecca Kelly Slaughter 委員もまた別の声明を発表した。FTC はまもなく、同意命令案を連邦官報において公表する。同意命令案が官報に記載された後、何人も 30 日以内に FTC に対しコメントを提出することができる。

## 2 司法省、Quad による LSC の買収の阻止を求めて提訴 (2019 年 6 月 20 日)<sup>2</sup>

司法省は本日、Quad/Graphics Inc. (以下「Quad」という。)による LSC Communications Inc. (以下「LSC」という。)の買収計画について、本件が実施されれば、米国内の雑誌、カタログ及び書籍の印刷サービス市場における競争が実質的に減殺されるおそれがあるとして、本買収の阻止を求め民事反トラスト訴訟を提起した。

訴状で反トラスト局は、本件取引が雑誌、カタログ及び書籍の印刷サービスを提供しているたったの 2 社しかいない重要な競争者の両社を統合させるものであると主張した。そして、当該統合により、米国における出版社と小売業者に対し、よい低い価格、より高い質及びより多い印刷量をもたらしてきた競争による恩恵が無くなってしまうこととなるだろうと

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block Quad's Acquisition of LSC, June 20, 2019.

した。司法省はイリノイ州北部地区地裁に本件訴訟を提起した。

司法省反トラスト局マカン・デラヒム局長は以下の声明を出した。

「アメリカにおける出版社と小売業者らは、毎年何十億もの雑誌、カタログ、及び書籍が印刷され、また供給されるということを LSC 及び Quad に頼っている。LSC は Quad の主要な競争者である。本件買収案が実施されれば、Quad は雑誌、カタログ及び書籍の印刷サービス市場を支配することとなり、また出版社、小売業者、そして最終的にはアメリカの消費者に損害を与える形で、価格の引上げまた質の低下をもたらすことができるようになるだろう。」

Quad 及び LSC によって提供される雑誌、カタログ及び書籍印刷サービスは、出版物の印刷、完成と流通である。流通にはニューススタンドや小売施設への供給、並びに一般家庭への配達のための郵便局への供給が含まれる。Quad 及び LSC は、米国における印刷業者の中で断然最も大規模な 2 事業者である。また、多くの最大手の出版社や小売業者は、高品質な出版物が時間内に印刷され、また供給されるということを確実にするため、両当事会社に頼っている。

司法省の訴状によると、Quad 及び LSC はお互いのことをお互いの一番のライバルだと思っており、また当該二社間の激しい直接競争はより低い価格の設定やより質の高いサービスの提供を促すことにより、両社それぞれの顧客に利益を与えている。訴状は、内部プレゼン用資料や電子メールを引用して、この競争を説明している。当該資料やメール及びそれらに記載されている文章は以下のとおりである。

- － 何枚かの内部資料は、「LSC と Quad との間の、いわゆる二頭の馬のレース」の詳細を説明している。
- － Quad の内部プレゼン用資料は、「我々は LSC 以外に、最大手の出版社に対して完全な解決策を提供しうる唯一の印刷会社である」と説明している。
- － ある重役は、「LSC と Quad の社長がお互いを徹底的に打ち負かせたいことを、ある出版社が悪用している」と指摘した。
- － Quad のある上級役員は、LSC のことについて、「我々はしばらく前から彼らと価格競争を繰り広げてきた。それは変わらないと思う」と記した。
- － 本件買収に関する報道を聞いた後、Quad のある重役は、LSC との間の最近の戦いを熟慮し、次のように書いた。「私は大規模顧客のことを考えると、このニュースに相当満足していることを認めざるを得ない。これは顧客にとって飲み込みにくい、苦い薬だろう。」

訴状は、Quad による LSC の買収が実施されれば、二社間の「価格戦争」が終了することとなり、また買収後の会社が雑誌、カタログ及び書籍印刷市場を支配することができるようになるとの主張を展開した。

Quad はウィスコンシン州法で設立された会社であり、ウィスコンシン州サセックス市に本社を構えている。同社は、全米の至るところにある出版社らに対して、雑誌、カタログ及び書籍の印刷サービスを含む様々な印刷サービスを提供している。Quad は 2018 年に約 42 億ドル(約 4536 億ドル)以上の利益を計上した。

LSC は、イリノイ州シカゴに本社を構える、デラウェア州で設立された法人である。同社は印刷会社 R. R. Donnelly から 2016 年に分離独立された別会社である。LSC は Quad と良く

似ている雑誌、カタログ及び書籍印刷サービスを提供している。LSC は 2018 年に約 38 億ドル(約 4104 億円)の利益を計上した。

### 3 司法省、長期にわたる反トラスト共謀に関与したとして、海運会社幹部 2 名が正式起訴されたと公表(2019 年 6 月 26 日)<sup>3</sup>

司法省は 6 月 26 日、ノルウェーの海運会社の幹部 2 人が被告として表示されている、密封式正式起訴状(indictment filed under seal)がボルチモア地区地裁において公開されたと公表した。

Ingar Skiaker 及び Oyvind Ervik は、東部メリーランド州ボルチモアを中心に米国を出入港するローロー貨物(自走で海上輸送船に搭載/揚陸できる、コンテナに入っていない貨物)の海上輸送サービスについて、顧客割当や航路の市場分割、運賃の決定並びに入札談合に長期間関与していたとして、最近起訴されている。連邦大陪審は 2018 年 2 月に正式起訴状を提出した。

ノルウェー国民である Skiaker 及び Ervik の両者は、Hoegh Autoliners AS(以下「ホーグ」という。)の元幹部である。同社は有罪答弁を行っており、同地裁から 2100 万ドル(約 22 億 6800 万円)の罰金刑の宣告を受けている。今回公表された訴追案件に加え、これまで企業幹部 13 名が起訴されている。4 名が有罪答弁を行っており、禁固刑の宣告を受けている。その他は国際逃亡犯でありいまだ拘束されていない。また、ホーグを含め、5 社が本件共謀に関与したとして有罪答弁を行っている。結果として、計 2 億 5500 万ドル(約 275 億 4000 円)の罰金刑が科せられている。

正式起訴状は、遅くとも 2006 年から早くとも 2012 年 9 月にかけて、Skiaker 及び Ervik が、共犯者らとともに、乗用車とトラックの輸送に係る顧客割当や航路の市場分割を行っていたと主張した。被告らは、とりわけ、複数の会合を通じて、一定の顧客に対する輸送サービス又は一定の航路における輸送サービスのそれぞれに係る入札において、入札に参加しない又は高値で入札することによって、お互いに競争しないことに合意し、それにより、本件カルテルを形成した。追加的に、Skiaker 及び Ervik は、共犯者らと共謀して、国際海運サービスの対価として課せられる運賃を固定、安定化また維持することにも合意していた。本件共謀によって影響を受けた企業に米国の企業も含まれている。

司法省反トラスト局マカン・デラヒム反トラスト局長は以下の声明を出した。

「反トラスト局の捜査は、長年にわたり海上輸送産業において共謀が横行し、それが同産業特有の現象であったことを明らかにした。本日公開された正式起訴状は、自由な競争を促進し、また回復させるとの同局の任務を前進させるものである。ホーグは既に有罪答弁を行っており、我々はこれから同社の幹部に責任を負わせることにしている。」

正式起訴状は、単に罪が犯されたことを主張しているものに過ぎない。また、全ての被告は、合理的な疑いの余地なく有罪であると証明されるまで、推定無罪である。

今回の刑事訴追は、海運業に対する進行中の連邦反トラスト捜査の結果によるものであ

---

<sup>3</sup> Press Release, Department of Justice, Two International Shipping Executives Indicted for Participating in Long-Running Antitrust Conspiracy, June 26, 2019.

る。この捜査は、アメリカ合衆国税関・国境警備局国内課の協力を受けた司法省反トラスト局刑事執行第1課、及びFBI(連邦捜査局)ボルチモア事務所によって行われている。

## 欧州競争法の最近の動向

### 1 欧州委員会、タタ製鉄とティッセンとの合併会社の設立を禁止(2019年6月11日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、EU企業結合規則に基づき、インドのTata Steel(以下「タタ製鉄」という。)とドイツの鉄鋼最大手 ThyssenKrupp(以下「ティッセンクルップ」という。)による欧州での合併会社の設立を禁止した。当該企業統合計画は競争を減殺し、また様々な種類の鉄鋼製品の価格を上昇させるおそれがあるものであった。両当事会社からは、この懸念を払拭するに足りる十分な改善策が示されなかった。

本日の決定は、本件ジョイントベンチャー計画に対する同委員会による詳細審査を受けたものである。同計画では、欧州経済領域(EEA)におけるティッセンクルップとタタ製鉄のフラット炭素鋼と電磁鋼事業が統合されることとなっていた。ティッセンクルップとタタ製鉄は、それぞれ EEA における第 2 位と第 3 位のフラット炭素鋼製造業者である。両社は、パッケージング用金属被覆及びラミネート鋼、並びに自動車産業向けの亜鉛めっきフラット炭素鋼の主要な製造業者である。

欧州の鉄鋼部門は EEA における主要な産業であり、EU の 23 加盟国における 500 か所以上におよぶ生産施設で、約 36 万人を雇用している。本日の決定は、欧州の鉄鋼市場における有効競争を維持し、また本産業の競争力を確保するものである。また、これは欧州の自動車産業や包装材産業等の主要顧客たる産業が、競争的条件で鍵となる生産要素にアクセスし続けられることを確かなものにしていく。その結果として、欧州における消費者は缶詰食品を手頃な価格で入手し続けられるようになり、また欧州の自動車産業は鉄鋼を EEA 内から競争的条件で調達し続けられるようになった。また、鉄鋼材のイノベーションについても、より気候に優しい、環境的に持続可能なモビリティへの移行が支援され続けられるようになった。

欧州委員会は調査の間、包装材産業と自動車産業において事業活動を行っている多くの顧客からコメントを受け取った。これらの事業者は顧客に対しそれらの製品を競争的な価格で供給する上で、鉄鋼製品の価格が競争的であることに依存している。これらの事業者の多くは、本件取引により鉄鋼製品の価格が上昇することとなることに懸念を有していた。

### 欧州委員会の競争上の懸念

欧州委員会は、届出のあった本件取引について、以下の製品で欧州の顧客が供給先の選択肢の減少を余儀なくされ、また価格の引上げを受け入れざるを得なくなる蓋然性があるとして、深刻な競争上の懸念を有していた。

- ー 包装用の金属被覆・ラミネート鋼製品(ブリキ、電解クロムめっき鋼及びラミネート鋼)：本件企業結合計画は、特にブリキについて非常に寡占化された市場における主導的事業者の誕生をもたらすものである。ブリキは、生産量でみて EEA における最も重要な包装用鉄鋼製品である。

---

<sup>4</sup> Press Release, European Commission, Mergers: Commission prohibits merger between Tata Steel and ThyssenKrupp, 11 June 2019.

- 一 自動車用溶融亜鉛メッキ鋼製品:本件企業結合計画は、上記鉄鋼製品を相当量供給できる事業者の数が限られている本市場において重要な競争者を消滅させるものである。

欧州委員会はまた、第三国からの輸入の役割についても慎重に調査した。その結果、同委員会は、本件関連製品の顧客が本件企業結合による潜在的な価格上昇を回避するため、輸入に頼ることができないであろうとの認定を行った。この点について、顧客らからは幾つかの理由が挙げられた。それらの理由には、これらの特殊鋼製品が汎用鉄鋼製品よりも高い品質基準を満たしていなければならないこと、また顧客らのサプライチェーンの納期が通常よりも短いことが含まれる。

欧州委員会は、上記両市場において、他の競合業者及び第三国からの輸入による競争圧力は有効競争を確保する上で十分なものとなる蓋然性が無いとの判断を下した。その結果として、同委員会は、本件取引の後、上記製品の顧客が供給先の減少と、価格の上昇に直面する蓋然性があるとの結論に至った。

#### 当事会社が提案した問題解消措置

合併会社によって提案される問題解消措置は、欧州委員会の競争上の懸念に永続的に応えうるものでなければならない。

当事者間の直接的な競争が無くなるという懸念が生じる場合、関連資産の譲渡等の構造的な問題解消措置は他のタイプの問題解消措置よりも基本的には望ましい。なぜなら、こうした問題解消措置は、企業結合によって失われる蓋然性のある競争を即座に埋め合わせられるからである。こうしたタイプの構造的な問題解消措置は、過去の事例においても、当事会社から提案され、欧州委員会によって承認されている。

しかしながら本件においては、両当事者から申し出られた措置が、次の点で欧州委員会の競争上の懸念に答えられないものでなかった。

- 一 包装用の金属被覆・ラミネート鋼製品:提案のあった譲渡措置は、両当事者間の重複の一部のみを対象としていた。これは特に EEA における最も重要なパッケージング用鋼製品であるブリキについて当てはまる。当該問題解消措置案において、上記製品の製造に必要とされる鉄鋼材の生産にかかる資産が含まれていなかったことが致命的であった。
- 一 自動車用溶融亜鉛メッキ鋼製品:提案のあった譲渡措置には、両当事会社が最も競い合っている地理的範囲における顧客向けの加工処理用資産が十分に含まれていなかった。さらに、当該問題解消措置案には、自動車産業向けのメッキ鉄鋼製品の製造に必要とされる鉄鋼材の生産にかかる資産も含まれていなかった。

欧州委員会は、提案のあった措置について意見を市場参加者から求めた。しかし、それらの意見は両分野ともに否定的なものであった。

したがって、欧州委員会は本件取引の実行を禁止した。

#### 当事会社と対象製品

タタ製鉄は、炭素鋼と電磁鋼のバリューチェーンを通じて全世界にわたって事業を展開している多様化された鉄鋼製造業者である。タタ製鉄は EEA に複数の製造拠点を有し、その



主要なものは英国のポータルボットとオランダのアイマウデンにある。

ティッセンクルップは、フラット炭素鋼と電磁鋼製品の製造供給を含む多くの経済部門で事業活動を展開している多様化された産業グループである。同社のフラット炭素鋼と電磁鋼の主な製造拠点はドイツにある。

なお、本件取引は 2018 年 9 月 25 日に欧州委員会へ届け出られ、欧州委員会は同年 10 月 30 日に詳細審査を開始した。

## 2 欧州委員会、防衛請負業者ハリスによる同業 L3 テクノロジーズの買収を条件付きで容認(2019 年 6 月 21 日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、EU 企業結合規則に基づき、防衛請負業者 Harris Corporation(以下「ハリス」という。)による同業 L3 Technologies(以下「L3 テクノロジーズ」という。)の買収を条件付きで容認した。両社はともに、米国に本拠地を置く宇宙防衛企業であり、軍隊、法執行当局、政府の民生部門また事業法人顧客向けに諜報、監視、偵察、情報通信及び電子システムを供給する事業者である。本件容認は、ハリスの国際的な暗視部門の売却を条件としている。

### 欧州委員会の調査

欧州委員会は、本件取引が、とりわけ、以下の特定製品と関連した市場における競争に及ぼしうる影響について、調査した。

- － 暗視装置: 微光や完全な暗闇の中で、補強された視覚を利用者(典型的には兵士や法執行者)に提供する光電子素子装置
- － ハンドヘルド・ビデオデータリンク・ラジオ: 航空機からの高帯域リアルタイム映像伝送を可能とするコミュニケーション機器

これらの機器に関連する一定の市場では、両社の事業活動が欧州経済領域(EEA)において重複している。

欧州委員会は、暗視装置に関しては、ハリスと L3 テクノロジーズが、EEA における映像補強型の暗視装置と映像補強チューブの市場において真っ向から競争していると認定した。当初届出のあった本件取引は、これらの市場における競争を大きく減少させるものであった。よって、欧州委員会は、本件取引により、EEA における両社の暗視装置の政府防衛部局、事業法人顧客、その他の顧客が価格の引上げを受け入れざるを得なくなり、また選択肢の減少を余儀なくされるおそれがあることに懸念を有していた。

ハンドヘルド・ビデオデータリンク・ラジオについては、欧州委員会は、買収後の企業が EEA における信憑性のある複数の競争業者との競争に直面し続けることになることから、提案のあった買収は競争上の懸念を惹起するものではないとの結論に至った。

---

<sup>5</sup> Press Release, European Commission, Mergers: Commission approves acquisition of L3 Technologies by Harris Corporation, subject to conditions, 21 June 2019.

### **提案された問題解消措置**

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、両社は、ハリスの国際的な暗視事業を売却する案を問題解消措置として申し出た。

本件措置は、暗視装置に関する両社間の全世界における事業の重複を解消するため、欧州委員会の競争上の懸念に全面的に応えている。

よって、欧州委員会は、本件措置により修正された取引は EEA 又はその大半の地域における競争上の懸念を惹起するものではないとの結論に至った。欧州委員会の決定は、ハリスが本件措置を全面的に遵守することを条件としている。

### **当事会社と対象製品**

ハリスは、防衛、政府の民生部門及び商業アプリケーション向けに製品、システム及びサービスを提供する国際的な航空宇宙・防衛技術関連企業である。

L3 テクノロジーズは、軍事、国土安全保障及び商業航空顧客向けに諜報、監視、偵察、コミュニケーション及び電子システムを供給する国際的な航空宇宙・防衛システム企業である。なお、本件取引は 2009 年 4 月 26 日に欧州委員会へ届け出られたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyotoyo.jp、又は佐藤 潤・法学者(専門分野: 経済法・知的財産法)/慶應義塾大学産業研究所共同研究員/クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)